平成２１年（フ）第４２７２号
札幌市手稲区星置３条５丁目６番６号
債務者　見原　昭子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９６号
札幌市北区あいの里３条５丁目３番10号
債務者　中村　泰子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５号
札幌市白石区菊水７条４丁目４番35―901号
債務者　糀田　義孝
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５号
札幌市中央区北６条西23丁目２番26号　第７アムス円山407号室、住民票上の住所札幌市西区発寒８条７丁目８番１号　スプリングスＮ―202号
債務者　尾崎　総司
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１９号
札幌市豊平区月寒東１条18丁目２番６号株式会社北電工寮
債務者　福原　和明
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８号
札幌市白石区菊水元町５条２丁目２番１号　ＵＣドミール52―303号
債務者　桜田　礼子（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４号
札幌市豊平区平岸３条４丁目４番６号　パレス壱番館100号
債務者　高橋　知見（旧姓天池）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６号
札幌市中央区北３条西16丁目１番地30　富樫マンション601号
債務者　鈴木　明美（旧姓高下）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６号
札幌市手稲区曙２条２丁目４番３号　ルミエール曙102号
債務者　宮野　早苗
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１８号
札幌市南区川沿９条３丁目４番12号　コーポ藤Ｃ２階
債務者　中村　孝之
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１９号
札幌市南区川沿９条３丁目４番12号　コーポ藤Ｃ２階
債務者　中村　幸子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２７号
北海道石狩市花川南１条３丁目262番地
債務者　八木登美子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２９号
札幌市西区平和２条２丁目４番89号
債務者　葛島　裕一
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３２号
札幌市豊平区中の島１条７丁目10番８―303号
債務者　高地　節子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３４号
北海道江別市緑町西１丁目91番地　エデン14―106号室
債務者　野原　隆司
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４４号
北海道千歳市末広２丁目３番６号
債務者　渡部　直樹
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４９号
札幌市南区川沿７条４丁目２番36号　セラヴィ川沿202号
債務者　佐藤三枝子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部